

複写  
回 答 書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 御中

前略 当職は、京都弁護士会所属の弁護士です。貴法人から株式会社ベルコサービスに対する平成21年6月11日付申入書に対し、株式会社ベルコサービスを代理して本書のとおり回答致します。

1. 株式会社ベルコサービスにおいては、貴法人の申入れを受け、ご指摘の点について検討させて頂きました。

株式会社ベルコサービスにおいては契約者の都合により契約地域外へ転居された旨の申出には全額返金、突然の出費等に関するご相談にはコース変更が可能な場合は契約者に新旧契約金額の差額を返金しております。

また、契約後にオリジナル儀礼セットを提供するほか、将来の施行時においては納入金額に比して非常に充実したサービスを提供しており、契約者に有利な面を多く有していることをご理解頂きたく存じます。

しかしながら、貴法人のご指摘を受け、これまでも増して消費者保護法制の意図するところをくみ取り、消費者の権利・利益に背馳することのないよう再検討した結果、後記のとおり改めることとさせて頂きます。

2. (変更内容)

解約時の返金は、納入金額から5万円の解約手数料(一律)を控除した金額とし、当該取扱いは、条項の変更後に解約がなされた契約であれば、変更前の契約条項による契約者についても等しく適用する。

以上

平成21年7月8日

〒604-8152

複写 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

京都フクトクビル3階

いつわ法律事務所

TEL075-257-7637、FAX075-257-7638

株式会社ベルコサービス代理人

弁護士 宮川 孝 広

差出人

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地 京都フクトクビル3階  
いつわ法律事務所 弁護士 宮川孝広

郵便認証司

平成21年7月8日

この郵便物は平成21年7月8日  
第10271904591号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

受付通番: 2009070817065100100001号

1 / 1頁

東京  
21. 7. 8  
12-18